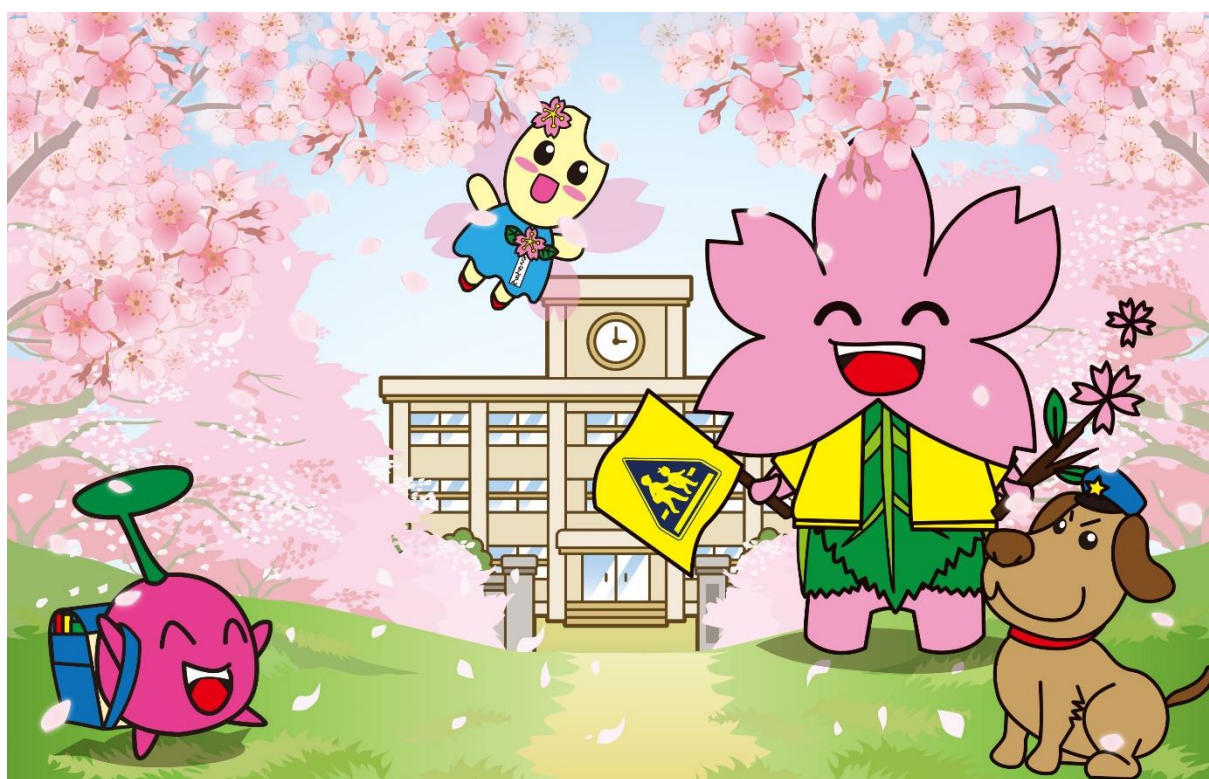


令和8年度（2026年度）

# 入学の手引き



豊中市立桜井谷小学校

# も く じ

1. 子どもの学校生活をスムーズなものにしていくために・・・ 3
2. 入学式のご案内・・・・・・・・・・・・ 5
3. 準備していただく物・・・・・・・・・・・・ 6
4. 学校生活・・・・・・・・・・・・ 8
5. 非常変災時・・・・・・・・・・・・ 9
6. 学校諸費について・・・・・・・・・・・・ 11
7. 健康のしおり（保健室より）・・・・・・・・ 12

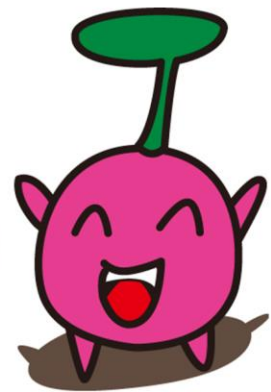
## 桜井谷小学校のゆるキャラたち



「さくらんらん」



「さくらくん」



「サクランボウや」

# 1. 子どもの学校生活をスムーズなものにしていくために

## (1) 正しい生活のリズムを

子どもたちが健やかに成長していくためには、運動と調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切です。気持ち良く目覚め、しっかり朝食を食べて、排便をすませて、ゆとりをもって登校するようにしましょう。(8時から8時20分の間に学校に着くようゆとりをもって登校できるようにしましょう。)

## (2) コミュニケーションがとれる子に

呼ばれたら「はい」と返事ができ、「おはよう」「ありがとう」などの挨拶ができること、きちんと相手の目を見て話を聞けることが、人とのコミュニケーションづくりの第一歩です。それが、学習態度を育てることにもつながります。

親の目をきちんと見させて、ゆっくり話を聞かせる。また、恥ずかしがらずに挨拶ができるよう、家庭の中での習慣づくりからはじめましょう。

## (3) 自分の物がわかりますか

学用品やカバン、時には靴や服も、自分の物かどうかわからない子がいます。ひとつひとつの物に、きちんと記名をしておいてください。また、自分の手で翌日の準備をすることも、自分の物が識別でき、大切にすることにつながります。最初は親子で「明日はどんなことをするのか」等、話をしながら用意を一緒にしていくとよいですね。

## (4) 自分のことは自分で

靴の履き替えや洋服の着替えが自分一人ででき、きちんとそろえたり、たたんだりしていますか。自分で使った物でも、親が片付けてくれるのものだと思っはいませんか。できることは、どんどんさせていくことが、いい経験になると思います。ただし、おうちの方がさりげなくチェックしてください。

## (5) トラブルを前向きに受け止めてください

同年齢の子どうしが同時に活動をする時、トラブルはつきものです。子どもは、けんかやけがを繰り返しながら、自分も相手も共に生かせる道を、一つ一つ学びとっていくものです。トラブルが、コミュニケーション能力や社会性、相手を思いやる気持ちなどを育てることにつながるような支援をお願いいたします。

## (6) 配布されたプリントやコドモン(連絡メール)は必ずお読みください

学校から保護者の方に、お知らせやお願いなどを書いたプリントまたはコドモン(連絡メール)を出しています。

特に入学当初は、たくさんあります。大切なことが伝わらなかつたり、期限が切れてしまつたり…ということのないよう、毎日必ず有無を確かめていただいて、よくお読み下さい。返事の必要なものは、必ずお出し下さい。

## (7) 連絡を密に

保護者と学校が連絡を密にとってこそ、子どもを健やかに育てていくことができると思います。どんなことでも遠慮なさらず、気軽に連絡・ご相談下さい。

【なお、学校を欠席される場合は、朝8時20分までにコドモンで必ず担任に届け出て下さい。遅刻の場合も、必ずご連絡下さい。朝の会の健康観察時に連絡がない場合は、学校から確認の電話をかけさせていただきますのでご了承ください。】

## (8) 地域で子どもを育てよう

保護者と学校もですが、地域の人どうしも密接な関係でありたいものです。そのためには、より積極的におつきあいをしていく必要があります。大人同士があいさつをしている姿を見て子どもたちも地域で学びます。交通ルールもそうです。大人が子どもたちの見本になるような行動をしていきたいですね。

## (9) 子どもの安全を守るために

ご家庭でも次のようなことについて子どもたちにご指導ください。

- 登下校はできるだけ近くの子と一緒に。
- 遊びに行くときも一人で行かないで、できるだけ複数で。
- 知らない人についていかない。怖い目に会ったら大声で近くの人に知らせる。
- 「5つのやくそくクイズ」大阪府警察本部ホームページなどご覧ください。

また、保護者の方も次のようなことにご協力いただくと幸いです。

- ・登下校時は、可能な範囲で自宅近くや、通学路の様子を見守ってください。
- ・学校に来られるときは、学校配布の名札を必ず着用してください。
- ・登下校時以外の学校への出入りは、正門からお願いします。



## 2. 入学式のご案内

1. 日 時 令和8年（2026年）4月7日（火）  
午前 9時15分～9時40分 受 付  
午前 10時 開 式

2. 式 場 豊中市立桜井谷小学校 体育館

3. ご持参いただく物

（児 童）①手さげ袋 ②ハンカチ ③ティッシュ ④上靴 ⑤上靴袋  
（保護者）①就学通知書 ②上履き（スリッパ等）  
③大きめの袋（教科書、ノート等を入れます。）

◎当日の手順

**受 付** ○午前9時15分～9時40分

受付場所は1号館入り口付近

（式は定刻に開式しますので、遅れないようにお願いします。開式直前になりますと混雑いたしますので、早めにお越してください。）

○クラス別児童名簿にて、所属クラスを確認の上、クラスごとの受付までお越しください。

○受付では、就学通知書を提示してください。

**入学式** ○体育館入場は、クラスごとに入場します。

体育館は土足厳禁ですので、保護者の方も上履き（スリッパ等）をご持参ください。

**式 後** ○保護者の方は、体育館で入学後の諸注意を聞いていただきます。

P T A会長の挨拶及び三役の紹介等があります。

その後、各教室へ行っていただきます。

○児童は、体育館で写真撮影し、その後、職員の誘導で教室へ行きます。

各教室で、担任から教科書・ノート等を配布してもらいます。

**下 校** ○保護者とともに通学路を確認しながら下校してください。

### 3. 準備していただく物

#### 〈学用品の準備について〉

学校からお渡しする予定のもの

入学式当日・・・教科書、ノート等

#### ① ご家庭で準備していただくもの

上靴・体育館シューズ・筆箱（2Bの鉛筆・赤鉛筆・消しゴム等）・お道具箱  
体操服・給食当番用エプロン（給食は4月中旬開始予定）・手さげ袋

※ その他のものは、指示があるまで購入しないでください。

※ 持ち物には、必ずひらがなで記名しておいてください。

※ 詳細は、入学式当日に担任から学年便り等で連絡いたします。

#### ● 上靴・体育館シューズ

図のように前の部分には、横書きで名前をフルネームで記入してください。  
かかとの部分には、姓のみを縦書きで記入してください。



この場所にフルネームを、  
かかとの部分に姓のみを書  
いてください



体育館シューズには

Ⓢを入れてください

#### ● お道具箱

図のような大きさのものを準備ください。（机の中に入る目安のサイズです。）  
お道具箱の中身・・・色鉛筆（12色）、はさみ、セロテープ、のり（つぼのり）、  
クレパスかクレヨン（12色）  
※クーピーは不可



目安の大きさ

たて30cm×よこ20cm×高さ5cm

\*ふたが下に重ねられるタイプが好ましいです。

●ねん土板・・・園で使っていたものでいいです。サイズは問いません。

すべて学校指定のものはありません。

体操服（男女とも）

- 体操帽子・・・赤白帽子
  - 体操シャツ・・・白色半袖（ファスナーのない丸首またはV首）
  - 体操ズボン・・・ハーフパンツ（3分丈又は5分丈 青、紺系統）
- ※ 体操シャツには、横15センチ×縦10センチのゼッケンを前と後ろ（胸と背中）につけます。（クラス・姓のみを記入します。）



よこ15cm×たて10cmのゼッケンを胸と背中につける（クラス・姓のみ）

- ※ 体操ズボンには、多少ラインやマークが入っていても結構ですが、高価なものはさけてください。

吊り下げたとき、50cm以上にならないように、紐の長さを調整してください



● 給食当番用エプロン等

- エプロン・マスク・帽子・・・個人持ちです。袋に入れておきます。
- おはし・・・毎日必要ですので、かばんにかけられるような大きさの袋に入れてください。



● 手さげ袋

金曜日に上靴や体操服・エプロン等を持ち帰ったりする時に使います。これとは別に図書用のバッグもご用意ください。

すべてのものにひらがなで名前をご記入ください。

<保護者証について>

保護者証は、入学式の受付にてお渡しします。児童の名前を必ずお書きください。来校される際は、必ず着用をお願いします。



## 4. 学校生活

時間	月	火	水	木	金
8:00~8:20	児童登校				
8:30~8:45	児童朝会 児童集会 朝読書	朝学習	朝学習 タイピング	朝読書	朝学習
8:45~9:30	第1時限				
9:30~9:35	休憩				
9:35~10:20	第2時限				
10:20~10:40	20分休憩				
10:40~11:25	第3時限				
11:25~11:30	休憩				
11:30~12:15	第4時限				
12:15~12:55	給食時間				
13:00~13:15	清掃		13:00~ 13:10	清掃	
13:15~13:35	昼休み		掃除	昼休み	
13:35~14:20	第5時限		13:10~ 13:55 第5時限	第5時限	
14:20~14:25	14:20~14:30 終わりの会	休憩	13:55~14:05 終わりの会	休憩	
14:25~15:10		第6時限	水曜日は、 14:30が最終 下校時刻	第6時限	第6時限
15:10~15:20		終わりの会		終わりの会	終わりの会
16:00	最終下校				

### ※木曜日について（4・5・6年）

- ・クラブ・委員会がある時は、終わりの会をしてからクラブ・委員会が始まる。
- ・4年生は、委員会のある時のみ下校。  
(児童会役員は、委員会に参加)

### クラブ・委員会ある時

14:20~14:30  
終わりの会  
14:35~15:20  
クラブ・委員会



※1年生は毎日5時間授業です。

## 5. 非常変災時

### 1. 暴風・大雨・洪水の警報が発令された場合

- ①午前7時の時点で、豊中市もしくは、豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」のいずれかが発令されている場合には、自宅待機とします。
- ②午前10時まで解除されたら、解除次第登校させてください。給食は実施しますので、以降の授業は通常通り行います。
- ③午前10時を過ぎましても豊中市もしくは、豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令された場合には、臨時休業とします。
- ④児童が登校した後、豊中市もしくは、豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令された場合は、災害の状況や気象情報等に留意しながら、集団下校、学校で待機させる等の処置を講じます。状況により、保護者に個別に迎えに来て頂く場合もあります。

※午前10時まで又は10時以降の解釈は、大阪管区気象台発表による午前10時現在の状況です。なお、テレビ・ラジオによる報道は、気象台の発表時刻より若干遅れる事があります。

※ 大雨警報には3種類あり、特に警戒すべき事項が表題に明示され、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように気象庁から発表されます。

大雨警報の3種類のうち非常変災時の措置の対象となるのは、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」、となります。（「大雨警報（土砂災害）」は非常変災時の措置の対象外となります。）

よって、「大雨警報（土砂災害）」だけが発令されても、自宅待機や臨時休業にはならず、通常通りの授業となります。

## 2. 地震が発生した場合

- ①登校前に、豊中市に震度5以上の地震があった場合は、臨時休業とします。なお、震度5未満であっても、一定の被害があり登校させることが危険であると判断されましたら、登校を見合わせ、ご家庭において児童の保護をお願いします。
- ②登校後、地震が発生した場合は、児童の安全確保に努める一方、被害状況の把握や安全点検を行い、下校させる・学校で待機させる等の処置を講じます。下校させることが危険だと判断される場合は、しばらく児童を学校でお預かりし、後に、保護者に連れて帰っていただきます。
- なお、給食の中止等により、下校させる場合も考えられますので、緊急時の対応をお願いします。



◎日常から緊急連絡先を担任及び児童に周知徹底しておき、不在の場合は近隣の対応を依頼するなどしておいて下さい。

◎状況によっては、児童を学校に残し、迎えに来ていただく場合もあります。

◎緊急連絡の必要が生じたときは、コドモンを使用させていただきます。コドモンへの登録をお願いします。

◎非常災害時の場合は、帰宅後の外出はできるだけ避け、危険な場所に近づかないようご注意ください。

## 6. 学校諸費について（事務室より）

豊中市の事業（豊中市学校教育活動徴収金公費負担事業）により、保護者負担としておりました学校教育活動に係る費用（学習実費・宿泊行事費）について、令和6年度（2024年度）よりその一部を無償化することとなりました。

無償化の対象は下記のとおりですので、ご確認の程よろしくお願いたします。

無償化対象	無償化の対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種教材 ドリル、ノート、テストプリント、理科教材、図工教材、調理実習材料費など</li> <li>学校行事に係る費用 校外学習、芸術鑑賞会等に係る費用</li> <li>スポーツ振興センター掛金</li> <li>宿泊行事費用 林間学舎・修学旅行の交通費、宿泊費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業者が直接集金する教材(希望品) 鍵盤ハーモニカ、リコーダー、彫刻刀、絵の具セット、習字セット、裁縫セットなど</li> <li>家庭で用意するもの 上靴、体操服、給食エプロン、お道具箱、水着、かばんなど</li> <li>卒業アルバム</li> <li>PTA 会費</li> </ul>

※対象となるものの内容の詳細については、各学校により決定します。対象外となる物品等についても、学校において指導の統一の観点から必要と認められるものについては対象とする場合があります。

※PTA 会費の徴収につきましては、PTA からご案内いたします。

※本制度については、豊中市ホームページをご覧ください。

### 給食費

集金主体	豊中市教育委員会
集金方法	<input type="checkbox"/> 座振替（ <input type="checkbox"/> 座振替依頼書裏面に書かれている金融機関）
<input type="checkbox"/> 座振替の申込方法	同封の「豊中市小学校給食費預金 <input type="checkbox"/> 座振替依頼書」を入学式の前日までに金融機関へ提出
1 ヶ月あたりの集金金額	「学校給食費のご案内」に記載のとおり
<input type="checkbox"/> 座振替日	毎月 26 日。再振替日の設定はなし。（振替日が営業日でない場合は翌日、翌々日に振替）

2026 年 1 月から 3 月までは給食費が無償化されています。4 月以降については、入学式に学校給食課からお知らせがあります。



# 健康のしおり

1. 保健室から
2. 学校で元気に過ごすために
3. 感染症にかかった時
4. 学校における健康診断
5. 学校でけがや病気をした時
6. 薬とアレルギーについて
7. 緊急連絡カード
8. 日本スポーツ振興センターについて

保健室

# 1. 保健室から

保健室では、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるように、学級担任と連携を取り、子ども達をサポートしていきます。保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 保健室はどんなところ

○毎朝、学級担任が行う健康観察を参考に、子どもたちの健康状態を把握します。  
お子さまの体調に不安がある場合は「コドモン」「連絡帳」でお知らせください。

○学校でのけが・病気の応急手当や一時休養ができます。  
医療行為ができないため、薬を与えることや継続した治療は行いません。

○健康診断や発育測定をします。  
体の調子や成長を知ることができます。

○心や体の相談を受けます。  
お子さまや保護者の方と一緒に考えます。

○健康や体について知ることができます。  
体についての資料や本等を置いています。

○困ったこと(トイレの失敗や池に落ちたなど)がある場合は、対応します。  
新しい下着、着替え等を用意しています。



# 2. 学校で元気に過ごすために

学校では、始業前に担任が健康観察を行い、お子さまの健康状態や欠席状況を把握しています。おうちでも登校前に、お子さまの健康観察をお願いします。朝、体の不調を訴えた時や発熱時は、無理して登校せず、体調が回復するまでは、自宅で休養するようお願いいたします。

こんなときは、注意してください

- \*顔色が悪い
- \*食欲がない
- \*発疹が出ている
- \*目が充血している
- \*のどが痛い、咳が出ている
- \*おなかが痛い、下痢をしている
- \*元気がない
- \*睡眠不足

## リズムある生活をつくる

1. 朝食は必ず食べる
2. 毎日、排便する習慣をつける
3. 水分補給のため、水筒を持ってくる
4. ハンカチとティッシュを持ってくる (いつもポケットに)
5. 夜は早めにぐっすりと眠る

### 3. 感染症にかかった時

感染症にかかった疑いがある場合は医師の診察を受けてください。学校保健安全法に指定されている感染症にかかった時は、医師の許可がおりるまで自宅療養をお願いします。この場合は、『出席停止』扱いとなり、欠席にはなりません。

(医師による診断書は必要ありません)

#### ＜主な学校感染症と出席停止期間の基準＞

学校感染症の種類	出席停止期間（目安）
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜熱	医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症 溶連菌感染症 手足口病 マイコプラズマ肺炎 ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） ウイルス性肝炎 等	医師が感染の恐れがないと認めるまで

※あくまでも出席停止期間は目安です。詳しくは医師の指示に従ってください

## 4. 学校における健康診断

学校では、「学校保健安全法」に基づき、心身の健康の保持増進を図るため、毎年4～6月に定期健康診断を実施します。

お子さまの発育・健康状態を知る大切な検診・検査です。詳しい日程は学年だより、毎月の行事予定表をご覧ください。欠席等により未受診の場合は、後日お知らせをお渡しします。

**健康診断の項目** ※学年によって項目は異なります

- 身長・体重の測定    ○尿検査    ○心電図検査
- 視力検査    ○聴力検査    ○結核健康診断
- 内科・歯科・眼科・耳鼻科の校医検診

学校で行われている健康診断は「スクリーニング検査」と呼ばれているものです。健康の保持増進を目的とし、お子さまの健康状態を把握することが中心であり、診断を出すものではありません。健康診断の結果、詳しく検査をしたほうがよい場合などには、「結果のお知らせ」をお渡しします。その際は、できるだけ早めに医療機関を受診するようお願いいたします。

## 5. 学校でけがや病気をした時

### けがについて

- その日学校で起きたけがの応急手当をします。下校後も様子を見ていただく必要のあるけがについては、ご家庭へ連絡します。その後の様子によって、医療機関を受診された場合は、学校までご連絡ください。保健室では、原則、継続した手当は行いません。
- けがの状態によって医療機関への受診が必要と思われる場合は、ご家庭へ連絡の上、受診し、診察を受けます。

### 病気について

- 発熱・腹痛・嘔吐などの急病で授業を受けることが困難な場合、回復の兆しがない場合には、ご家庭へ連絡し、早退を促します。
- 学校では内服薬は使用していません。

## 6. 薬とアレルギーについて

### 薬について

○事情があって学校へ薬(内服薬・外用薬)を持参する時は、コドモン、連絡帳でお知らせください。

その場合は、お子さま自身が薬の管理・使用をできるよう、ご協力お願いします。  
ご心配な点があれば、担任または保健室にご相談ください。

### アレルギーについて

○食物や化学物質等のアレルギーがあるお子さまにつきましては、学校にお知らせください。

○アレルギーについて、主治医が学校での管理・配慮が必要であると判断した場合は、詳しい内容について書類の提出をお願いすることがあります。提出いただいた書類の内容について、緊急時の対応など個別に面談をさせていただく場合があります。

## 7. 緊急連絡カードについて

けがや急な病気など、お子さまにいつ何があるかわかりません。いつでも必ず連絡が取れるようにしておいてください。連絡がつかないと、診察や治療が遅れて困ることがあります。何よりお子さまが不安になります。念のため、複数の連絡先をお知らせください。  
また、連絡先が変わった場合も、その都度お知らせください。

○保護者の方への緊急時の連絡や医療機関受診時に使用します。  
(受診時には医療機関に提示することがあります)

### ○記入上の注意

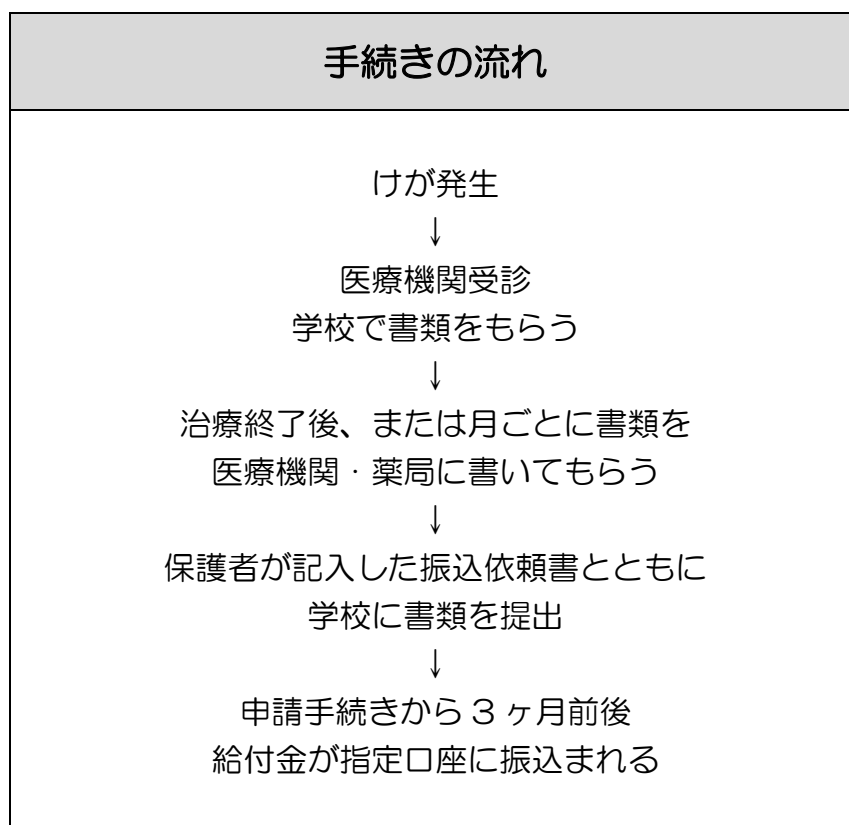
- ①自宅以外の緊急連絡先は優先順の上の方からご記入ください。
- ②確実に連絡が取れるところ(携帯電話や仕事先を含めて)をご記入ください。
- ③受診の際の参考にしますので、身体状況(アレルギー体質、禁止されている薬など)やかかりつけの医療機関がありましたらご記入ください。

### ○その他

- ①学校の電話番号を携帯電話に登録しておいてください。
- ②変更がある場合は速やかに担任までご連絡ください。
- ③「緊急連絡カード」は部外秘とし、必要がなくなれば破棄します。

## 8. 日本スポーツ振興センターについて

学校での授業中・休憩時間・登下校の時などにけがをして病院・整骨院などで治療を受けた場合、日本スポーツ振興センターより、保険診療の範囲内で治療費が支給されます(整骨院はセンターが必要と認めた額が支給されます)。学校でけがをして病院等に行かれたときは、担任までお申し出ください。



※医療費の支給は初診から最長10年間行われます。

※給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。